認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	特定增利通法人 Malaria No More Japan	実績判定期間	2019年	7月	1日~2024年6月3	0 日
	ス入金額のうちに寄附金等収入金額の占める)1 (20%) 以上であること。	ら割合が実績判定期	間(下記)	注意事	項参照) におい チェッ	,
					実績 判定期間	
経常	区入金額(③の金額)			1	143, 604, 266 円	
総収	入 金 額			Ø	143, 677, 316 円	
国 0.	補助金等の金額(②欄に金額の記載がある場合は、	記入不可)		Ø	0円	
委	の対価としての収入で国等から支払われるものの	金額		9	0円	
挖	等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方/ 場合の負担金額	公共団体が負担すること	ととされて	Œ	0円	
除資	の売却収入で臨時的なものの金額			3	0円	
遺鵙	により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額 ・原則用)①欄の「()」)	こ相当する金額(付表	1(相対値	Ð	0円	
	者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、 31千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原		でその合計	(1)	38, 079 円	
寄附	者の氏名(法人の名称)等が明らかでない 寄附金 ()	頁(付表 1 (相対値 基 準	・原則用)	9	34, 971 円	
休郎	預金等交付金関係助成金(付表 1 (相対値基準・)	原則用)①欄)		Ø	0円	
差引金额	(9	143, 604, 266 円	=1
寄附	金等収入金額(⑦の金額)]	•••••	2	53, 796, 566 円]
受入寄	金総額(付表1(相対値基準・原則用)②欄)			⊕	108, 444, 244 円	
一種	当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値)	基準・原則用)①欄)		0	54, 574, 628 円	
117.	者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、		金でその合	3	38, 079 円	
金额便相	者の氏名(法人の名称)等が明らかでない 寄附金額)	(付表1(相対値基準	・原則用) 	1	34, 971 円	
休息	預金等交付金関係助成金(付表 1 (相対値基準・)	原則用) ①欄)		0	0円	
差引金額	(⊕−♡−⊗−⊕−♡)			Ø	53, 796, 566 円	
会費収入	、(②欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいず	れか少ない金額)		∌	0円	
国の補助	金等の金額(②欄の金額を限度とする。)			0	0円	
合計金額	(Ø+ Ø +②)			Ŧ	53, 796, 566 円	□ ②
基準とな	る割合 (②÷①)		····	3	37. 46%]

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度 のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
- 例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間 は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください(第2表以下についても同様です。)。
- ・ ③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(相対値基準・原則用)

١				
	法人名	特定非営利活動法人 Malaria No More Japan	実績判定期間	2019 年 7 月 1 日~2024 年 6 月 30 日
1				

1 基準限度額の計算

受		入	:	寄		附		金		総		額	(A)	108,444,424 円
休	眠	預 :	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	B	0円
基準限度額(受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額((偽-®)×10%))								©	10,844,424 円					
	基限度額 質の総額												(D)	54,222,122 円

寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

THE TANK THE	70 III (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
④のうち寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)	⑧ 34,971 円	
及びその住所が明らかでない寄附金の額	34,571 1	

客附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな客附会

3 寄附者の氏	光(法人・四	平にめ:	o *C (a	ま、て	の名称)及びて	3称)及びその住所が明らかな寄附金			
寄附金の合計 以上の役	役職	ì		寄附金額	法人、認 動法人に	② ② (特定公益増進 忍定特定非営利活 ごついては®) 欄 いか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過 額(①-②)		
該当	該当なし			() 円	() 円	() 円	
				() 円	() 円	() 円:	
				() 円	() 円	() 円	
			• • • • •	() 円	() 円	()	
			· -	() 円	() 円	·····() 円	
				() 円	()) 円	·····································	
				(······) 円	(;	······) 円	·····································	
				(·) 円	() 円	· () 円	
役員等からの寄 のものの合計額	F附金の額が 20 7	5円以上	F	(0円	() 0 円	()	
®欄以外の同 一の者からの	特定公益增進法 定特定非営利活		©		1,968 円		1,968 円	0円	
寄附金の額が 1千円以上の ものの合計額	⑥欄以外の者		Θ	() 108,369,226 円	(53,794,598 円	() 54,574,628 円	
同一の者からの寄附金の額が1千円 未満のものの合計額		1千円	(I)	() 38,079 円				
休眠預金等交付金関係助成金		①		0円					
合 計(图)+©+ () +()	+①)		®	() 108,409,273 円			① () 54,574,628円	

①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続 人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈 与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2(相対値基準用)

I	Ъ.1.	计计作项码从数件 14 1 	みを実がした 廿日日	2010 5 7 7 7 7 7 7 9 9 9 7
	法人名	特定非営利活動法人 Malaria No More Japan	実績判定期間	2019 年 7 月 1 日~2024 年 6 月 30 日

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイと口の基準を満たす必要 があります。

	基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判	定
	社員の会費の額が合理的な基準に	平成 25 年 9 月 3 日の総会にて社員年会費の個人を 1 万	はい・	いいラ
1	より定められている	円、団体を 10 万円と議決	1961	V1V17
	社員(役員等を除く。)の数が20人	社員名簿 15 名登載(うち役員 9 名)(2024 年 6	はい・	11117
	以上である	月 30 日現在)	(4V1 - [V1V1/L

※ イと口の基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を 行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額・・・・・		1	Ħ
共益的活動の割合(第2表③欄)	[2	%
①から控除する金額 (①×②) · · · · · ·	[3	円
差 引 金 額(①-③)・・・・・		4	Ħ
			JL

第1表(相対値基準・原則用) 受欄又は、 第1表(相対値基準・小規模法人用) ②欄へ

(注意事項)

社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	,	特定非営利活動法人 Malaria No More Japan	i		チェック欄					
2 実	績判	定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合	うが!	5 0 %未満であること	1					
員 を ロ れ 産 (員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。) 口会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等に対する資産の譲渡等を除く。) (注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。									
		·		実績判定期間						
	す	べての事業活動に係る金額等	1	(指標) 115,836,245 円						
	① <i>0</i>	うちイ〜二の活動に係る金額等	2	189,337 円						
		会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等	a	0円						
	イ '	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 員等である活動に係る金額等	Ф	189,337 円						
	П	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	0円						
	ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	@	0円						
	11	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	0円						
		合 計 (@+()+()+()+()	Ð	189,337 円	□ ②^					
	基準	準となる割合 (②÷①)	3	0.00%]					

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 Malaria No More Japan	チェック 欄
3 運営組	職及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること	
イ 役員	の終数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	"

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

	項目		最も人数が	割合	最も人数が多い「特定の法	割合
		役員数	多い「親族		人の役員又は使用人であ	ь, п
		仅貝奴	等」のグルー	(②÷	る者及びこれらの者の親	(4)÷ 1)
			プの人数	①)	族等」のグループの人数	
区	⅓	1	2	3	4	(5)
(a)	2019年7月1日~2020年6月					
(a)	30 日	12 人	0人	0%	3 人	25%
(b)	2020年7月1日~2021年6月					
(0)	30 日	11人	0人	0%	3人	27. 2%
(C)	2021年7月1日~2022年6月					
U	30 日	12 人	0人	0%	3 人	25%
(d)	2022年7月1日~2023年6月			!		
a	30 日	11 人	0人	0%	3 人	27. 2%
@	2023年7月1日~2024年6月					
(30 日	11人	0人	0%	3人	27. 2%
•	年月日~年月日	人	人	%	人	%
申	請時	11 人	0人	0%	3 人	27. 2%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

Н								
	各社員の表決権が平等である	a	Ф	0	(b)	e	Ð	申請時
	上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はいいえ	はいいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ

(注意事項)

・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時において

も記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。

- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した 事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表(次葉)

/\								
項	目	a	6	©	0	e	Ð	申請時
会計について公認の監査を受けてい	3会計士又は監査法人	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
	・、取引の記録及び帳 ・色申告法人に準じて	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・いった	はいいたいいえ	はいいえ

健 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

=

項	目	a	Ф	©	0	e	Ð	申請時
費途が明らかでない 虚偽の記載があるる 有無	支出がある、帳簿に 等の不適正な経理の	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有· 無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

	「砂た茶中サノエフノ奴」、お	
項目	記載要領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事	
	業年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
	及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例	には証する書類の内容を文言のとおりに記載し
	えば、「定款(又は会則)第○条に『各正会員の表決権	ます。
	は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の
	なお、「②」から「①」については、イに記載する各期	監査を受けている」の <u>「はい」に「○」した</u>
1	間 (「②」から「①」) を示したものです。	場合には監査証明書を添付してください。
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿
ŀ		書類の保存を青色申告法人に準じて行ってい
		る」の <u>「はい」に「○」した場合には、第3</u>
		表付表 2 「帳簿組織の状況」を記載し添付し
		てください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「⑧」から「①」については、イに記載する各期	
	間(「@」から「①」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 Malaria No More Japan		Ф	©	@	e e	Ð	申請時
役	員 数	12 人	11人	12 人	11 人	11 人	人	11 人
	最も人数が多い「親族等」のグルー の人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
マード ス	最も人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの の親族等」のグループの人数	3人	3人	3 人	3人	3人	人	3人

					役員の	内	訳						
_		,		7964 67	Solo LT lote				就	£ 等	の	状	況
氏	名	住	所	職名	続柄等	a	Ф	©	@	e	Ð	欁	就任・退任 年月日
神余	隆博			理事			_		_				2013年2月28
						0	0	0	0	0		0	日就任
石毛	郁治			理事									2022 年 4 月 20
								0	0	0		0	日就任
狩野	繁之			理事						-			2016年10月1
								0	0	0		0	日就任
						0	0						
							• • • • •						
澤邉	京子			理事					1				2022 年 10 月 1 日就任
							:		0	0		0	H 1976 IT.
進澤	······健			理事	-								2013年2月28
						0	0	0	0				日就任、2022年
													9月30日退任
髙木 	正洋			理事			0						2013 年 2 月 28 日就任、2022 年
												l	9月30日退任
髙野	哲朗			理事									2019年6月18
						0	0	0	0	0		0	日就任
Mart	in			理事	-			ļ					2013 年 6 月 12
Mart	in			理事	-	0	0	0	0	0		0	2013年6月12

Edlund	• • • • • • • •								日就任
長島 美	美紀	理事	0	0	0	0	0	0	2013 年 2 月 28 日就任
西本	麗	理事	((((((2016 年 7 月 14 日就任
			0	0	0	0	0	0	
原田	聡	理事	0	0	0	0			2019 年 6 月 17 日就任、2023 年 6 月 12 日辞任
水野 遠	 達男	理事	0	0					2013 年 2 月 28 日就任、2020 年 9 月 30 日退任
水戸 信	言彰	理事	0	0	0	0	0	0	2020 年 6 月 16
平林	史子	理事				0	0	0	2022 年 10 月 1日就任
曹原年	净彦	監事	0	0	0	0			2013 年 2 月 28 日就任、2022 年 9月30日退任
渡辺	雅子	監事				0	0	0	2022 年 10 月 1 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項 について、改めて記載する必要はありません。

法人名	特定非常	特定非営利活動法人 Malaria No More Japan								
伝	票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間						
仕訳日記帳	N. C.	会計ソフト「会計王」使用ルーズリーフ	月2回	10年						
総勘定元帳		会計ソフト「会計王」使用ルーズリーフ	月2回	10年						
現金出納帳		手書きノート	都度	7年						
			1							

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「通1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 Malaria No More Japan	チェック欄					
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							
イ宗	教活動又は政治活動等を行っていないこと						

- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上 であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1									
	項	B	a	9	(O	@	(e)	•	申請時
	宗教の教義を広め、 儀式 者を教化育成する活動	を行い、及び信	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有· 無	有・無
	政治上の主義を推進し、 れに反対する活動	支持し、又はこ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有· 無	有・無
	特定の公職の候補者若し る者又は政党を推薦し、 れらに反対する活動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有· 無	有・無

(C) **(D) (e) (f)** 申請時 (a) **(b)** 項 目 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当 法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人 の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法 有・ 有・ 有・ 有・無 有・無 有・無 有・無 (#) 人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる 報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に 関して特別の利益の供与の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額 が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著し 有・ 有・ 有・ く過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員 有・無 有・無 有・無 有・無 **(#**) **(#)** 等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関し て特別の利益の供与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及 有・ 有・ 有・無 有・無 有・無 有・無 無 **(#**) \bigoplus び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者 右・ 有・ 有・ 又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対す 有・無 有・無 有・無 有・無 **(#) (#)** る寄附の有無

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

•

項目	•	実績判定期間	
事業費の総額	1	115,836,245 円	
特定非営利活動に係る事業費の額	2	115,836,245 円	
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%	

注・「ハ」について、事業費以外の 指標により計算を行う場合に は、使用した指標及び単位を 記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を 添付してください。

項目		実績判定期間
受入寄附金総額	1	108,444,244 円
受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額	2	108,444,244 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	3	100%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金 額
	円

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時 には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名

特定非営利活動法人 Malaria No More Japan

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

	IX.P.	ユレンコン のも			C 1931 107			
	ir.	名	職名	法人との関係	報酬・約	合与の	支給期間等	支給金額
	氏	10	収 位	(注2)	区	分	文 和 初 同 子	X MI W 100
					給与		2021年2月1日~	6,000,000 円
					和子		2022年4月30日	0,000,000 []
İ					給与		2019年7月1日~	
					和一子		2024年12月23日	
					給与		2019年6月1日~	
					和分		2019年6月30日	
						<u> </u>		
1						_		

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 2019年7月1日 ~ 2024年12月23日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
				-				0	人							·							0円

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

特定非営利活動法人 Malaria No More Japan

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 (注) にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (<u>実績判</u>定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について以下の項目を記載してください。
 - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		CD	2023 年1月 23日	13,700 円	実費相当分
		CD	2023 年 5 月 8 日	2,000 円	実費相当分
				円	
				円	
				円	
				円	
			-	円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対	価	の額	その他の取引条件等
該当なし						円	
					-	円	
						円	
						円	
						円	
,						円	
						円	

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3)	役務の提供	(施設の利用等を含む。)
(0)	スカツルに	

(3) 役務の提供(施語	役の利用等	を含む。)			<u> </u>
取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		の法人運 営専従としての出 向契約に基づく負	2019年7 月1日~ 2021年1 月31日	7,600,000 円	覚書に基づく 40万円/月
		担金の法人の法人運営専従としての出向契約に基づく負担金	2022年4 月1日~ 2024年 12月23 日	13,200,000円	党書に基づく 40万円/月
		との講演活動に関する業務委託契約 に基づく業務委託	2019年7 月1日~ 2020年9 月30日	643,750円	業務委託契約書に基づく
		との講演活動に関する業 務委託契約に基づ く業務委託料	2020 年 10月1日 ~ 2024 年 12 月 23日	514,350 円	業務委託契約書に基づく
		との広報・企画運営 に係る業務委託契 約に基づく業務委 託料	2019年7 月1日~ 2024 年 12月23 日	16,160,000 円	業務委託契約書に基づく 2019年7月1日~2023年 6月30日 25万円/月 2023年7月1日~2024年 11月25日 26万円/月
		ZOOM 回線の使用 料	2020 年 11 月 25 日	29,700円	請求書に基づく 2021 年 4 月分
		とのアドボカシー業務に係る業務委託 契約に基づく業務委託料	2023年4	1,320,000円	業務委託契約書に基づく 12万円/月
		事務所家賃支払い	2019年7 月1日~ 2021年6 月30日	2,636,000円	覚書に基づく 2019 年度 1,316,000 円 2020 年度 1,320,000 円

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。) 該当なし

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支 出した寄附金)

支出先の名称等	住	所	等	支	出年	月	日	支	出	金	額	寄	附	の	目	的	等
該当なし		_									円						

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

注人名	特定非常和通過法人 Malaria No More Japan
法八 石	针及并各种值数区人 Wateria (W. Ware-edgan)

認定基準等チェック表 (第6表)

6	2 9条の規定により所轄庁に提出していること														
	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無														
	<u>a</u>	Ф	©	@	<u>e</u>	Ð									
	有 · 無	有 · 無	有 · 無	有 · 無	有・無	有・無									

認定基準等チェック表 (第7表)

							(I/L)	~_3	D-1-11	, <u> </u>	- / .		\ <u>'</u>		24)						
7	法令	又は	法令(基づ	だいて	てする	行政员	テ の/	処分に	違反	する	事実、	偽り·	そ の	他不正	の行	為に	より(可らか)の利	チェック欄
益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと															1						
	法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無																				
		a			Ф			©			@			e	·		①		申	請問	寺
	有	•	(#)	有	•	(#)	有	•	(#)	有	•	(#)	有	•	(#)	有	•	無	有	• (
			準等チ				長) は、	法	第55条	第1項	真に基	づく書	類(社	公員 幸	日刊規程	—————————————————————————————————————	書類) の振	出時に	二記載及	<u></u>

認定基準等チェック表 (第8表)

申請書を提出したいること	日を含む事	業年度	の初	日におい	て、その設立の日以後	1年を超える	期間が経過し	チェック欄
事業年度	月	日~	月	B	設立年月日	年	月日	

- · 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

人名	特定非営利活動法人 Malaria No More Japan	£ = 3
定、認定	 特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当 、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	する法
た場 例認	定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例 合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利 定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過 錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日か	f動法人又は≌ しないもの
、 し 罰 暴	定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違 刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 :力団の構成員等 ^(注2)	反したことに。
定款国税	又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を約 例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明	発過しない法人 選書「その4 1
関係 国税 次の 暴	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 いずれかに該当する法人 ・力団 ・力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	
1	ひとります。 ****ロハゼル・ハナギン・マギの右種	- ::
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定	
1	を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特	
	定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその	有・無
	取消しの日から5年を経過しない者の有無	
\vdash		
1 77 1	林鯛以上の刑に処せられ、その勢行を終わった日又はその勢行を受けることがなくなった日から5	
ㅁ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
	年を経過しない者の有無	有・無
ロハ	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑	有・無
	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す	有・無
	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑	
	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ	
ハ	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハニ	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無	有・無
	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	有・無
2	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	有・無はい・いいえはい・いいえはい・いいえ
2 3 4	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所能投務署長等から交付を	有・無 有・無 はい・レいえ はい・レいえ はい・レいえ
2 3 4	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を	有・無 有・無 はい・レいえ はい・レいえ はい・レいえ
2 3 4	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所能投務署長等から交付を	有・無 有・無 はい・レいえ はい・レいえ はい・レいえ
2 3 4	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄投资署長等から交付を 「その4」並び、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書を	有・無 有・無 はい・レいえ はい・レいえ はい・レいえ
2 3 4	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	有・無 有・無 はい・レルンえ はい・レルンえ はい・レルンえ 受けた神形 証明
2 3 4 5	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 暴力団の構成員等の有無 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄投渡署長等から交付を 「その4」並ひに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	有・無 有・無 はい・レルンえ はい・レルンえ はい・レルンえ 受けた神形 証明

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人 Malaria No More Japan
14/44	何人とアドライが口事が入ってMaiaiia No Moic Japan

			****	d=N-4:	従事者の	受益対象者の	寄附金充当
事	業 名	具体的な事業内容	実施予定	実施予		範囲及び予定	予定額
			年 月	定場所	予定人数	人 数	(千円)
マラ	リアに関す	【政策提言】	随時	東京	3名	気候変動	14,380
る普	及啓発事業	日本国内におけるマ				と健康、パ	
1		ラリアに対する理解		9		プアニュ	
		向上およびマラリア	r			ーギニア、	
		対策の強化を図るた				TICAD や	
		め、日本による継続的				マラリア	
		なマラリア対策支援				制圧に関	
		実施とその強化、国際				心がある	
		連携および分野横断				日本全国	
		的な協調の必要性に				の個人・団	
		ついてアドボカシー				体	
		活動を通じて日本政					
		府に働きかける。特に					
		気候変動と健康の関					
		りや、アジア太平洋地					
		域で最もマラリアの					
		負荷が高いパプアニ		Ì		i	
		ューギニアにおける					
ļ		マラリアの状況を、ま					
		た第 9 回アフリカ開					
		発会議 (TICAD9) に	i.				
		向けてアフリカにお					
		ける地球規模課題の					
		ひとつとしてマラリ					
		アを紹介する。	\ -				1 000
		【国内外連携】	通年	東京	3 名	日本国内	1,800
		日本国内におけるマ		やオ		の蚊媒介	
		ラリアに対する理解		ンラ		感染症マ	
		向上および日本によ		イン		ラリアの	
		るマラリア対策支援				課題解決	
		の促進に寄与する目				の関心層	
		的で、MNMJ の活動				の不特定	
		の三本柱である(1)ア				多数	
		ドボカシー、(2)コミ					
		ュニケーション、(3)					
		連携促進の其々の活動がお下に関係する					
		動が相互に関係する					
		国内外連携活動を戦		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	

			-			
	略的に実施する。関係					
	行政機関、民間企業、					
	グローバルヘルスに					
	関わる市民社会団体					
	や研究者、マラリアに					
	関係する国際機関や					
	MNM グループなど					
	と情報交換を重ね最					
	新の情報収集に努め					
	る。		ļ			
	【ゼロマラリア賞】	2 月公	東京	3名	日本全国	200
	日本国内におけるマ				でマラリ	
	ラリアに対する意識				ア制圧に	
	向上を目的に2014年				取り組む	
	に創設した顕彰事業				個人或い	
					は法人の	
		日受賞			は法人の	
		者公表			石丁石	
	に取り組む個人・団体		ľ			
	を「世界マラリアデ					
	一」に第12回受賞者					
}	を表彰する。					
	【情報発信】	随時	東京	3 名	日本国内	7,340
	日本国内におけるマ				の蚊媒介	
	ラリアに対する理解				感染症マ	
	向上および日本によ	i			ラリアの	
	るマラリア対策支援				課題解決	
	の促進に寄与する目				の関心層	
	的で、気候により負の				の不特定	
	影響を受けやすい蚊				多数	
	が運ぶ病気とは何か					
	をわかりやすく広く				,	
	一般市民に伝えると					
	ともに、気候変動など					
	幅広い視野を持ち他					
	分野と連携した取り					
	組みの重要性を伝え					
	ることで地球規模課					
	題の一つであるマラ					
	リアへの関心を高め、					
	その対策促進の重要					
	性について情報発信					
	する。				İ	
i	【講師等派遣】	通年	日本	2名	日本国内	400
	日本国内でのマラリ		全国		の蚊媒介	
	アに対する意識向上				性感染症	
	を目的に、講演、取材、				マラリア	
	執筆を通じて継続的				の課題解	
	なマラリア対策の必				決の関心	
	ママフリア対象の必 要性を紹介し協力を				層不特定	
	女ほど和川し励力を			L	/百 / 1寸 /	

	仰ぐ。		-		多数	
途上国でのマラ	【企業等連携促進】	通年	東京	3名	アジア・太	1,590
	アジア太平洋地域や アフリカを中心とし				平洋地域におよびア	
援事業	たマラリア蔓延地域 におけるマラリア対				フリカを 中心とし	
	策を促進するため、日 本の民間企業の技術				たマラリ アに苦し	
	や事業、日本からの貢				む不特定	
:	献がマラリア排除に 資するよう、様々な側				多数の現 地住民	
	面で支援する。					